

令和5年6月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月30日（金曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知 トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造
中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 なし

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩
農地調整係主事	佐藤 純大		

議 題

報告第5号 農地等の合意解約について

報告第6号 農地法第3条の規定による許可の返戻について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農用地利用集積計画について

議案第13号 農用地利用集積等促進計画について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 非農地証明願いについて

事務局長

それではただいまから令和5年6月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長

【あいさつ・・・】

尾山議長

次に委員の出席状況を報告いたします。本日の出席委員は、全員であります。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と岩屋委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第5号から報告第6号及び議案第11号から議案第15号までを一括議題といたします。

事務局長

(議案朗読)

尾山議長

議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第5号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

それでは、報告第5号、農地等の合意解約についてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は14件です。2ページをご覧ください。令和5年6月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番は、借人が法人化し、その後、農用地利用集積等促進計画により借受予定のため解約するものです。

整理番号9番及び10番は、貸人が自ら耕作するため解約するものです。

整理番号11番は、借人が法人化し、その後、農用地利用集積等促進計画により借受予定のため解約するものです。以上、ご報告い

たします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質問がないようですので、次に報告第6号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

それでは、報告第6号、「農地法第3条の規定による許可の返戻について」ご報告します。今月の許可返戻件数は1件です。

議案書4ページをご覧ください。所有権移転の整理番号1番、場所は、大字〇〇になります。地目、面積などは、畑1筆、783㎡です。これについては、平成26年の5月総会で審議され、5月30日付けで許可されましたが、許可返戻の理由欄に記載のとおり、当初は贈与する予定としていたが、その後、これまでどおり譲渡人が耕作することとなり現在に至っている。今回、農地法第3条により申請地を家族へ贈与することとなったため当時の許可書を返戻するものです。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転9件のみとなります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容につ

いては、概略をご説明いたします。

6ページになります。整理番号1番、畑1筆、1, 253㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、次の7ページまでになります。田7筆、5, 335㎡の贈与です。

次の8ページになります。整理番号3番、田2筆、2, 740㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、532㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

次の9ページになります。整理番号5番、畑1筆、403㎡の贈与です。

整理番号6番、次の10ページまでになります。田5筆、畑2筆、計7筆、5, 406㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のとおり、農地法第5条No.1関連です。

次の11ページになります。整理番号7番、田1筆、503㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、次の12ページまでになります。田3筆、1, 819㎡の贈与です。

整理番号9番、15ページまでになります。田11筆、畑3筆、計14筆、14, 192㎡の贈与です。

以上、所有権移転9件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第6号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地を福迫委員に、申請人「受人」の報告を宮田委員にお願いします。まずは、福迫委員をお願いします。

福迫委員

議長。

尾山議長

福迫委員。

福迫委員

整理番号1番の農地1筆について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備が行われた畑作地帯にあり、この畑は1番奥にあり、山林に囲まれています。現在、遊休農地となっており、重機をいれて整地が行われていました。西側が農道、東側と南側は畑で、日照は良好でした。

尾山議長

次に、宮田委員にお願いします。

宮田委員

議長。

尾山議長

宮田委員。

宮田委員

整理番号1番の受人について報告いたします。受人は、サカキと稲作の専業農家であります。地域との調和については、問題ないと判断します。

尾山議長

次に、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を溝添委員にお願いします。

溝添委員

議長。

尾山議長

溝添委員。

溝添委員

整理番号2番の農地、受人について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあります。場所は〇〇から南側に約1kmの位置にあります。基盤整備はされていません。周辺一帯は水田で、南側が山林となっています。農地は、綺麗に耕運されており、日照、接道、用排水は共に良好です。

続きまして、受人の営農状況について報告します。営農状況は、兼業農家です。渡し人との関係は孫になります。地域との調和については、周辺の農家と協力していきたいとの事でした。皆さんのご審議方よろしくお願いします。

尾山議長

次に、整理番号3番の土地及び、申請人「受人」の報告を福迫委員にお願いします。

福迫委員
尾山議長
福迫委員

議長。

福迫委員。

整理番号3番について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあり、周辺一帯は、基盤整備がされていない水田地帯です。ほ場は2か所あり、接道は、軽トラックが通るくらいの狭い道路があります。形状は、やや四角形です。日照は、良好です。用水の水は豊富ですが、排水は、水路がなく隣接するほ場に排出しています。現在、〇〇番地は、水稲が作付けされています。〇〇番地は、保全管理されていました。今後とも、下払いを行い保全管理に努めたいと言われて

います。
受人の営農状況は、会社員と水稲主体の兼業農家です。地域との調和については、営農も一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いていることから、適切と判断しました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号4番の土地を稲田委員に、申請人「受人」の報告を園田委員にお願いします。まずは、稲田委員にお願いします。

稲田委員

議長。

尾山議長

稲田委員。

稲田委員

整理番号4番の土地について、報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内で、〇〇の駐車場の西側に接した5aほどの狭い水田です。北側が国道で、南側が水田地帯、東側が〇〇の駐車場があります。用排水、日照、接道は、良好です。皆様のご審議方よろしく

尾山議長

次に園田委員にお願いします。

園田委員

議長。

尾山議長

園田委員。

園田委員

整理番号4番の受人について報告いたします。受人は、〇〇経営をされながら、営農をされています。〇〇自治会に居住されていま

す。去る6月23日に受人と会うことができました。稲田委員より報告があったとおり、申請地が〇〇の駐車場に隣接する農地なので、将来性があると思い、渡人へ相談したという事とでした。後継者は、宮崎市に1人、えびの市内に1人いて医療関係の仕事をされています。当分は農地のまま営農をしていくとの事です。農地の管理は行き届いておりました。

尾山議長

次に、整理番号5番の土地及び、申請人「受人」の報告を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員

議長。

尾山議長

岩屋委員。

岩屋委員

整理番号5番について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあり、宅地と宅地の間にあります。受人の宅地のすぐ北側にあります。現在は、何も作付けされていませんが、日照も良い畑なので、菜園として利用したいとの事でした。

受人は、会社勤めの兼業農家です。今は親の農業を手伝わされており、地域の行事にも参加されており、問題ないと判断します。皆様のご審議をよろしくお願いします。

尾山議長

次に、整理番号6番の土地及び、申請人「受人」の報告を津口委員にお願いします。

津口委員

議長。

尾山議長

津口委員。

津口委員

整理番号6番の農地7筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。〇〇北側200mのところにあります。字〇〇の農地は接道がありますが、雑草が生えていて遊休化しています。字〇〇の農地も遊休化していました。字〇〇の3筆や竹が生えており、接道がありませんでした。7筆とも周りは杉が植林されていて、日当たりが悪いところです。

受人について報告します。受人は、飲食店を経営されていて、宅

地を買ったときに、この農地も買って欲しいと言われたそうです。農地にはまだ、何を作付けするか考えていないとの事です。7筆とも遊休化していますが、農地として利用していくとのことでした。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号7番の土地を宮田委員に、申請人「受人」の報告を伊地知委員に申し上げます。まず、宮田委員に申し上げます。

宮田委員

議長。

尾山議長

宮田委員。

宮田委員

申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は、されていません。申請農地の周辺は、住宅が点在しています。西側に墓地があります。農地には、梅の木が作付けしてあります。日照、接道は問題ありません。用水については、水が来ないところです。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に伊地知委員に申し上げます。

伊地知委員

議長。

尾山議長

伊地知委員。

伊地知委員

受人の営農状況について、報告します。受人は兼業農家です。後継者もいます。取得後は、いままでどおり畑として利用していくとの事です。地域との調和については、用水路管理の協力をし、農薬についても適切に利用していくとの事です。何も問題ないと思えます。よろしく願いいたします。

尾山議長

次に、整理番号8番の土地及び、申請人「受人」の報告を赤川委員に申し上げます。

赤川委員

議長。

尾山議長

赤川委員。

赤川委員

整理番号8番の農地3筆について報告します。申請地は、〇〇自治会内にあり、周囲は、住宅と水田が混在した場所にあります。基盤整備はしてありませんが、形状は良く、日照、接道、用排水も良好

です。既に田植えも済んでいました。

次に受人について報告します。受人は、専業農家で、〇〇自治会に住まわれています。渡し人とは、親子の関係になります。取得後は、水稻を作付けしていくとの事でした。所有農地の管理も行き届いており、適切だと判断します。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号9番の土地を稲田委員に、申請人「受人」の報告を事務局に申し上げます。まずは、稲田委員に申し上げます。

稲田委員

議長。

尾山議長

稲田委員。

稲田委員

整理番号9番の農地について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内で、県境にある〇〇にあります。周辺は山林で、棚田の水田となっています。一部は、休耕田ですが、今後整備していくとの事です。日照、用排水は、まずまずです。字〇〇の水田は、〇〇自治会から行くところです。水田として利用されていました。以上、ご報告いたします。

尾山議長

次に事務局に申し上げます。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

整理番号9番の譲受人についてご報告いたします。譲受人世帯の営農状況は、申請人両者に加えまして兄、姉と共に営農をいたしております。田は稲作、畑は、そばと大根を作付けされています。譲受人は隣の〇〇在住ですが、農地までの距離は約6km、車で15分程度です。今回の申請は、親から子へ所有農地の一括贈与であり、耕作面積の増減はありません。次に地域との調和についてですが、地区の水路清掃や除草作業にも参加され、周辺農家とも協力しているとのことですので、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計9件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長 ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第11号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

尾山議長 次に議案第12号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第12号「農用地利用集積計画について」説明します。今月の計画件数は、所有権移転5件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。

17ページです。整理番号1番、田2筆、3,832㎡の売買で

す。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、950㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、1,289㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、627㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、畑1筆、1,952㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、

農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。ここで、このまま休憩します。

(休憩)

尾山議長

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案第12号の審議に入ります。整理番号5番の譲渡人は、田上委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき田上委員の退席を求めて審議します。田上委員の退席をお願いします。

(田上委員退席)

尾山議長

それでは、只今から整理番号5番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号5番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田上委員の退席を解きます。

(田上委員着席)

尾山議長 それでは、整理番号5番を除く、議案第12号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。整理番号5番を除く議案第12号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第12号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

ここでしばらく休憩します。9時55分に再開します。

(休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第13号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第13号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。今月の計画件数は92件です。申出人の住所、氏名、借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

20ページをご覧ください。整理番号1番、田3筆、6,347㎡

の使用貸借です。

整理番号2番、畑1筆、2, 508 m²の賃貸借です。

整理番号3番、田7筆、3, 057 m²の賃貸借です。

整理番号4番、田3筆、3, 521 m²の賃貸借です。

整理番号5番、田3筆、3, 189 m²の賃貸借です。

20から21ページです。整理番号6番、田4筆、2, 999 m²の賃貸借です。

整理番号7番、田1筆、626 m²の使用貸借です。

整理番号8番、田4筆、7, 796 m²の賃貸借です。

整理番号9番、田3筆、2, 385 m²の使用貸借です。

整理番号10番、田3筆3, 239 m²の賃貸借です。

整理番号11番、田3筆、3, 167 m²の賃貸借です。

21から22ページです。整理番号12番、田9筆、7, 073 m²の賃貸借です。

整理番号13番、田5筆、4, 238 m²の賃貸借です。

整理番号14番、田6筆、6, 100 m²の賃貸借です。

22から23ページです。整理番号15番、田4筆、3, 201 m²の賃貸借です。

整理番号16番、田1筆、658 m²の賃貸借です。

整理番号17番、田9筆、4, 055 m²の賃貸借です。

整理番号18番、田6筆、6, 013 m²の賃貸借です。

23から24ページです。整理番号19番、田5筆、4, 675 m²の賃貸借です。

整理番号20番、畑1筆、5, 000 m²の賃貸借です。

整理番号21番、田1筆、2, 476 m²の使用貸借です。

整理番号22番、田4筆、2, 616 m²の賃貸借です。

整理番号23番、田1筆、1, 830 m²の賃貸借です。

整理番号24番、田3筆、畑1筆、合計4筆、3, 551 m²の使用

貸借です。

整理番号25番、田4筆、2, 112 m²の使用貸借です。

25ページです。整理番号26番、田2筆、1, 395 m²の賃貸借です。

整理番号27番、田8筆、8, 138 m²の賃貸借です。

整理番号28番、田7筆、畑1筆、合計8筆、4, 540 m²の賃貸借です。

整理番号29番、田1筆、746 m²の賃貸借です。

25から26ページです。整理番号30番、田2筆、4, 137 m²の賃貸借です。

26から27ページです。整理番号31番、田33筆、32, 828 m²の賃貸借です。

整理番号32番、田5筆、4, 611 m²の賃貸借です。

整理番号33番、田2筆、1, 342 m²の使用貸借です。

整理番号34番、田1筆、844 m²の賃貸借です。

27から28ページです。整理番号35番、畑1筆、732 m²の賃貸借です。

整理番号36番、田1筆、1, 695 m²の賃貸借です。

整理番号37番、田3筆、2, 755. 91 m²の賃貸借です。

整理番号38番、田2筆、818 m²の賃貸借です。

整理番号39番、田4筆、7, 402 m²の賃貸借です。

整理番号40番、田1筆、241 m²の賃貸借です。

整理番号41番、田2筆、2, 932 m²の賃貸借です。

整理番号42番、田1筆、4, 598 m²の賃貸借です。

28から29ページです。整理番号43番、畑3筆、4, 259 m²の賃貸借です。

整理番号44番、田1筆、4, 983 m²の賃貸借です。

整理番号45番、田3筆、畑1筆、合計4筆、3, 817 m²の賃貸

借です。

整理番号46番、畑1筆、1, 272 m²の賃貸借です。岩屋委員の掘り起しになります。

整理番号47番、畑1筆、4, 491 m²の賃貸借です。

整理番号48番、畑1筆、2, 754 m²の賃貸借です。

整理番号49番、田2筆、1, 484 m²の賃貸借です。

29から30ページです。整理番号50番、田6筆、5, 120 m²の賃貸借です。

整理番号51番、田2筆、1, 321 m²の使用貸借です。

整理番号52番、田1筆、1, 797 m²の使用貸借です。

整理番号53番、田2筆、2, 021 m²の賃貸借です。

整理番号54番、田1筆、1, 180 m²の賃貸借です。

整理番号55番、田2筆、1, 946 m²の賃貸借です。

整理番号56番、田7筆、5, 971 m²の賃貸借です。

30から31ページです。整理番号57番、田6筆、5, 559 m²の賃貸借です。

整理番号58番、田3筆、2, 666 m²の賃貸借です。

整理番号59番、田1筆、2, 416 m²の賃貸借です。

整理番号60番、田7筆、5, 268 m²の賃貸借です。

整理番号61番、田1筆、1, 248 m²の賃貸借です。

整理番号62番、田1筆、4, 172 m²の賃貸借です。

31から32ページです。整理番号63番、田5筆、3, 138 m²の賃貸借です。

整理番号64番、田3筆、3, 539 m²の賃貸借です。

整理番号65番、田1筆、5, 061 m²の賃貸借です。

整理番号66番、田2筆、2, 987 m²の賃貸借です。

整理番号67番、田3筆、1, 951 m²の賃貸借です。

整理番号68番、田2筆、2, 041 m²の賃貸借です。

整理番号69番、田1筆、1, 758 m²の賃貸借です。

32から33ページです。整理番号70番、田2筆、2, 256 m²の賃貸借です。

整理番号71番、田1筆、814 m²の賃貸借です。

整理番号72番、田1筆、766 m²の賃貸借です。

整理番号73番、田1筆、2, 290 m²の賃貸借です。

整理番号74番、田3筆、畑1筆、合計4筆、2, 375 m²の賃貸借です。

33から34ページです。整理番号75番、田12筆、8, 051 m²の賃貸借です。

整理番号76番、田2筆、2, 098 m²の賃貸借です。

整理番号77番、田11筆、9, 433. 90 m²の賃貸借です。

整理番号78番、田2筆、733 m²の賃貸借です。

34から35ページです。整理番号79番、田10筆、8, 637 m²の賃貸借です。

整理番号80番、田11筆、畑5筆、合計16筆、8, 569 m²の賃貸借です。

36ページです。整理番号81番、田10筆、4, 154 m²の使用貸借です。

整理番号82番、畑3筆、4, 098 m²の使用貸借です。

整理番号83番、畑1筆、1, 496 m²の賃貸借です。

整理番号84番、畑1筆、3, 640 m²の賃貸借です。

整理番号85番、田1筆、1, 702 m²の賃貸借です。

整理番号86番、田2筆、2, 869 m²の賃貸借です。

37ページです。整理番号87番、畑1筆、854 m²の賃貸借です。

整理番号88番、畑1筆、2, 182 m²の賃貸借です。

整理番号89番、田1筆、2, 830 m²の使用貸借です。

整理番号90番、田4筆、3, 168㎡の賃貸借です。

整理番号91番、田4筆、4, 676.35㎡の賃貸借です。

整理番号92番、田3筆、8, 739㎡の賃貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び、農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第13号の審議に入ります。整理番号2番と84番の受け手は、田中委員が役員である法人であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき田中委員の退席を求めて審議します。田中委員の退席をお願いします。

(田中委員退席)

尾山議長

それでは、只今から整理番号2番と84番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号2番と84番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田中委員の退席を解きます。

(田中委員着席)

尾山議長

次に、整理番号29番の受け手は、下原委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき下原委員の退席を求めて審議します。下原委員の退席をお願いします。

(下原委員退席)

岩屋委員の退席をお願いします。

(岩屋委員退席)

尾山議長 それでは、整理番号47と48番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号47番と48番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。岩屋委員の退席を解きます。

(岩屋委員着席)

尾山議長 それでは、整理番号2番、29番、36番、47番、48番、84番を除く、議案第13号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号80番について、畑が5筆ありますが、受け手作物種別が主食用米・WCSとなっていますが、畑にこのような作物が作付けできるのでしょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局

事務局 この欄は、受け手の登録してある品目が自動で記載されるようになっております。今後畑については、露地野菜等の品目を記載いたします。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 ○○の経営状況を教えてください。

事務局 ○○の代表者は○○になります。いままで、○○個人で借りていましたが、今回、法人化したため、個人から○○に借り換えが多くなってきています。奥さんと2人ですが、従業員の方もいらっしゃいます。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 代表のお父さんが、会社に勤めながら、休みの日は営農もされ、畑には里芋等、田には水稻を作付けされています。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号2番、29番、36番、47番、48番、94番を除く、議案第13号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第13号については、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請します。次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」と議案第15号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は、2件です。申請人の住所、氏名、立地基準については、省略させていただきます。

39ページをお開き下さい。整理番号1番、申請地は大字○○、畑1筆、219㎡を農業用倉庫として追認申請するものです。申請

人から顛末書の提出がございます。農地区分が第1種農地ですので、原則不許可ですが、集落接続の要件を満たすことから、不許可の例外規定が適用されます。備考欄に記載のとおり、3条所有権移転のNo.6で新規に農地を取得されますので、その農業用倉庫として使用するものですが、老朽化が激しいため一部を修繕するものです。修繕に伴い、造成費〇〇円、建設費〇〇円を自己資金により対応されます。雨水については、敷地内の集水桝を経て、隣接する水路で処理します。

次に、整理番号2番、申請地は大字〇〇、田1筆、336㎡を一般個人住宅として申請するものです。権利関係は売買です。農地区分が第1種農地ですので、原則不許可ですが、集落接続の要件を満たすことから、不許可の例外規定が適用されます。工事期間は令和5年9月1日から令和6年3月末日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、土地造成費〇〇円、住宅建設費〇〇円、合計〇〇円を融資により対応されるとの事です。生活排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、公共水路に放流します。

続きまして、議案第15号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は4件です。申出人の住所、氏名、立地基準は省略させていただきます。

41ページをお開き下さい。整理番号1番、場所が大字〇〇、田3筆、畑1筆、計4筆865㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑2筆、1,407㎡です。申請理由は山林です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,190㎡です。申請理由は山林です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、528㎡です。申請理由は原野です。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第14号と第15号については、6月29日に第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員長から報告をお願いします。

稲田第3小委員長

議長。

尾山議長

稲田第3小委員長。

稲田第3小委員長

第3小委員会の報告をいたします。

会長から招集を受けまして、6月29日に、委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条申請2件、非農地証明願4件でございます。

議案第14号農地法第5条申請の整理番号1番について説明いたします。場所は、〇〇地区です。〇〇から西に300mのところに位置します。申請地は、隣接する宅地と共に空き家バンクに登録されており、今回、周辺の農地も含めて一体的に譲受けようとしたところ、倉庫の部分が農地のままであることが判明いたしましたので、追認申請するものです。申請地の状況は、北側は宅地、南側は市道、西側、東側は農地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続いて、整理番号2番について説明いたします。場所は〇〇地区です。〇〇から南に500mのところに位置します。譲受人が住宅建設地を探していたところ、譲渡人の同意を得たので申請するものです。申請地の状況は、北側、東側は宅地、南側は市道、西側は農地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

議案第15号非農地証明願についてご説明いたします。整理番号1番から4番につきましては、市の公用車では行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条2

件、非農地証明願い4件につきまして、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長
事務局
議長
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。
議長。
事務局。

判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。

また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第14号から議案第15号の計6件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長

ただいま、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第14号と議案第15号に対する第3小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可等相当であります。お諮りいたします。議案第14号と第15号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第14号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第15号は、

お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時30分